

第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画 成果目標（案）

本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画における障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

①施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本指針では、令和元（2019）年度末時点の区内の施設入所者数の6%以上を、令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行することを定めています。ただし、第5期計画の目標人数が達成されていない場合は、その人数を含めることとしています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	72人
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上 (A)	人(●%)
第5期中央区障害福祉計画の成果目標で達成できなかった地域生活移行者数(B)	人
【目標】令和5(2023)年度末の地域生活生活移行者数(C) (A)+(B)=(C)	人(●%)

②施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の基本指針では、施設入所者数を令和元（2019）年度末時点から令和5（2023）年度末までに1.6%以上削減することを定めています。ただし、第5期計画の目標人数が達成されていない場合は、その人数を含めることとしています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数(A)	72人
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の1.6%以上(B)	人(●%)
第5期中央区障害福祉計画の成果目標で達成できなかった施設入所者削減見込み数(C)	人
【目標】令和5(2023)年度末時点の施設入所者数(D) $(A) - ((B) + (C)) = (D)$	人
【目標】令和5(2023)年度末時点の施設入所者削減見込み数(E) $(B) + (C) = (E)$	人(●%)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

①地域生活支援拠点等の整備および運用状況検証

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村に1カ所以上整備することを定めています。また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討の実施を定めています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の地域生活支援拠点等の整備カ所数	0カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の地域生活支援拠点等整備カ所数	●カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の運用状況の検証・検討回数	年●回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数

国の基本指針では、令和5（2023）年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、一般就労への移行実績を令和元（2019）年度の1.27倍以上にすることを定めています。ただし、第5期計画の目標人数が達成されていない場合は、その人数を含めることとしています。

また、就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では令和元（2019）年度の1.30倍以上、就労継続支援事業（A型）では令和元（2019）年度の1.26倍以上、就労継続支援事業（B型）では令和元（2019）年度の1.23倍以上にすることを定めています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度末の一般就労への移行者数	6人
令和元(2019)年度末の一般就労への移行者数の1.27倍以上(A)	人(●%)
第5期中央区障害福祉計画の成果目標で達成できなかった一般就労への移行者数(B)	人
【目標】令和5(2023)年度中の一般就労への移行者数(C) (A)+(B)=(C)	人(●%)

項目		数値等
就労移行支援事業の目標	令和元(2019)年度末の一般就労への移行者数	人
	令和5(2023)年度中の一般就労への移行者数	人(130%以上)
就労継続支援A型事業の目標	令和元(2019)年度末の一般就労への移行者数	人
	令和5(2023)年度中の一般就労への移行者数	人(126%以上)
就労継続支援B型事業の目標	令和元(2019)年度末の一般就労への移行者数	人
	令和5(2023)年度中の一般就労への移行者数	人(123%以上)

②就労定着支援事業を利用する者の数

国の基本指針では、令和5（2023）年度末の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することを定めています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度の就労移行支援事業を利用した一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	人
【目標】令和5(2023)年度末の就労移行支援事業を利用した一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	人 (70%以上)

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針では、令和5（2023）年度において、区内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを定めています。

以上に従って、本区における成果目標を設定します。

項目	数値等
令和元(2019)年度末の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合	%
【目標】令和5(2023)年度末の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合	%

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを定めていますが、本区では既に1カ所設置しています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末時点の設置箇所数	1カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の設置箇所数	1カ所 (整備済み)

②保育所等訪問支援を利用できる体制

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備が定められていますが、本区では既に体制を整備しています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制	整備済み
【目標】令和5(2023)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制	整備済み

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを定めていますが、本区では既に1事業所整備しています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数	1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数	事業所

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置が定められていますが、本区では既に協議の場を「医療的ケア児等支援連携部会」として設置しています。

また、国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が定められていますが、本区では既に5人配置しています。

項目	数値等
令和元(2019)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
【目標】令和5(2023)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
令和元(2019)年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況	配置済み (5人)
【目標】令和5(2023)年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況	配置済み (●人)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが定められています。

本区では既に基幹相談支援センターを整備しており、基幹相談支援センターを中心として総合的・専門的な相談支援体制実施するとともに、関係機関・相談支援事業所との連携によって地域の相談支援体制の強化の体制を確保しています。

具体的な内容については、今後、東京都の方針が分かり次第、内容を改めさせていただきます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5（2023）年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することが定められています。

以上に従って、本区においても、令和5（2023）年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

具体的な内容については、今後、東京都の方針が分かり次第、内容を改めさせていただきます。